

議案第28号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「966,300円」を「969,200円」に改め、同条第2号中「729,200円」を「731,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。